

事務連絡
令和4年3月17日

都道府県主管部主管課長 殿
指定都市主管部主管課長 殿

水管理・国土保全局
水政課 河川利用企画調整官
河川環境課 河川保全企画室 課長補佐

河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準に
例示していない施設の占用許可について

今般、第53回国家戦略特別区域諮問会議（令和4年3月10日）において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」がとりまとめられ、「平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化について、2021年度内に所要の措置を講じる。」とされたところである。これを踏まえ、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号事務次官通達。以下「準則」という。）及び工作物設置許可基準（平成6年9月22日建河治発第72号。以下「工作物設置許可基準」という。）に例示していない施設の占用許可について、下記のとおり通知するので、御了知頂きたい。

記

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の許可をすることができる占用施設及び一般的技術的基準は、準則第七及び第二十二第三項、工作物設置許可基準に規定している。

準則第七及び第二十二第三項は、占用の許可の目的とすることができる施設名を例示したものであり、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的になりうるものである。

観光用照明については、準則第七第一項第四号イに規定する、「遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設」に該当し、防災用アラートについては、準則第七第一項第三号ロに規定する、「水防倉庫、防災倉庫、その他水防・防災活動のために必要な施設」に該当する。

また、工作物設置許可基準は主な工作物についての基準であり、同基準に示されていない

い工作物については、同基準の基本的な考え方を準用し、治水上又は利水上の支障、他の工作物への影響等について個別に審査し、許可するものである。

よって、今回提示された、「平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等」は、準則及び工作物設置許可基準に基づく占用許可対象施設となりうる。

準則及び工作物設置許可基準に例示されていない施設のため、占用許可が可能であるか否かの判断に迷う場合は、地方整備局等へ相談されたい。

さらに、河川敷地利用の多様なニーズへの対応に資するよう、占用許可が可能であるか否かについて相談の多い施設については、占用許可が可能である施設の例示として、今後、国土交通省のHPに掲載していくので、占用許可関係業務の参考とされたい。

なお、占用許可にあたっては、河川管理者が公共用財産としての河川敷地の活用の在り方について検討した上で、治水、利水及び環境上の支障が生じないことを確認することや地元の合意形成を図る必要性など、占用許可の判断の基準や手続きは、準則及び工作物設置許可基準に例示している占用施設のものとは何ら変わるものではない旨を申し添える。

(添付資料)

- ・河川敷地占用許可準則に例示していない施設の占用許可の事例について

(平成30年2月28日事務連絡)

以 上

事務連絡
令和4年3月17日

北海道開発局

建設部 建設行政課長補佐 殿

建設部 低潮線保全官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 建設行政課長 殿

開発建設部 低潮線保全官 殿

各地方整備局

河川部 水政課長 殿

河川部 河川管理課長 殿

水管理・国土保全局

水政課 河川利用企画調整官

河川環境課 河川保全企画室 課長補佐

河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準に
例示していない施設の占用許可について

今般、第53回国家戦略特別区域諮問会議（令和4年3月10日）において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」がとりまとめられ、「平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化について、2021年度内に所要の措置を講じる。」とされたところである。これを踏まえ、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号事務次官通達。以下「準則」という。）及び工作物設置許可基準（平成6年9月22日建河治発第72号。以下「工作物設置許可基準」という。）に例示していない施設の占用許可について、下記のとおり通知するので、御了知頂きたい。

記

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条の許可をすることができる占用施設及び一般的技術的基準は、準則第七及び第二十二第三項、工作物設置許可基準に規定している。

準則第七及び第二十二第三項は、占用の許可の目的とすることのできる施設名を例示

したものであり、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的になりうるものである。

観光用照明については、準則第七第一項第四号イに規定する、「遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設」に該当し、防災用アラートについては、準則第七第一項第三号ロに規定する、「水防倉庫、防災倉庫、その他水防・防災活動のために必要な施設」に該当する。

また、工作物設置許可基準は主な工作物についての基準であり、同基準に示されていない工作物については、同基準の基本的な考え方を準用し、治水上又は利水上の支障、他の工作物の影響等について個別に審査し、許可するものである。

よって、今回提示された、「平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等」は、準則及び工作物設置許可基準に基づく占用許可対象施設となりうる。

準則及び工作物設置許可基準に例示されていない施設のため、占用許可が可能であるか否かの判断に迷う場合は、本省へ相談するとともに、貴管下の都道府県及び指定都市から相談があれば、本省へ報告されたい。

さらに、河川敷地利用の多様なニーズへの対応に資するよう、占用許可が可能であるか否かについて相談の多い施設については、占用許可が可能である施設の例示として、今後、国土交通省のHPに掲載していくので、占用許可関係業務の参考とされたい。

なお、占用許可にあたっては、河川管理者が公共用財産としての河川敷地の活用の在り方について検討した上で、治水、利水及び環境上の支障が生じないことを確認することや地元の合意形成を図る必要性など、占用許可の判断の基準や手続きは、準則及び工作物設置許可基準に例示している占用施設のものとは何ら変わるものではない旨を申し添える。

(添付資料)

- ・河川敷地占用許可準則に例示していない施設の占用許可の事例について

(平成30年2月28日事務連絡)

以 上

事務連絡
平成30年2月28日

北海道開発局 建設行政課 課長補佐 殿
各地方整備局 水政課長 殿
沖縄総合事務局 建設行政課長 殿

水管理・国土保全局 水政課
河川利用企画調整官

河川敷地占用許可準則に例示していない施設の占用許可の事例について

河川法（昭和39年法律第167号）第24条の許可をすることができる占用施設は、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号事務次官通達。以下「準則」という。）第七及び第二十二第3項に規定している。

占用施設は、準則第七及び第二十二第3項に例示された「公園」、「運動場」等以外にも、「その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設」等が対象となっている。具体的には、市民農園や、占用許可を受けた公園、運動場等の一部にバーベキュー場、ドッグラン等を設けている事例がある。

河川敷地利用の多様なニーズに対応したこれらの河川敷地の占用は、占用地の樹木繁茂の抑制等による河川管理者の維持管理の負担軽減効果も期待されるものであるが、準則に例示されていない施設のため、河川管理者の判断により占用許可が可能であることが占有希望者等に十分認識されていないことも考えられる。

このため、河川敷地利用の多様なニーズへの対応、占用地の樹木繁茂の抑制等による河川管理者の維持管理の負担軽減に資するよう、準則に例示していない施設の占用許可の事例について送付するので、占用許可関係業務の参考とされたい。

なお、これらの占用施設の許可にあたっては、河川管理者が公共用財産としての河川敷地の活用の在り方について検討した上で、治水、利水及び環境上の支障が生じないことを確認することや地元の合意形成を図る必要性など、占用許可の判断の基準や手続きは、準則に例示している占用施設のものとは何ら変わるものではない旨を申し添える。